

新	旧
<p style="text-align: center;">私立小学校及び中学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による私立小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）の設置の認可及び収容定員の変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 小学校等の収容定員の変更を認可する場合</p> <p>1 小学校等の設置を認可する場合の基準の準用について 収容定員変更の認可の審査については、第1（<u>11の（1）</u>）及び<u>12の（1）</u>を除く。）を準用すること。</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p>2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は収容定員変更の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成15年6月3日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この基準は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">私立小学校及び中学校設置等認可審査基準</p> <p>知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による私立小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）の設置の認可及び収容定員の変更の認可については、関係法令等（通達等を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、次の基準により審査する。</p> <p>第1 略</p> <p>第2 小学校等の収容定員の変更を認可する場合</p> <p>1 小学校等の設置を認可する場合の基準の準用について 収容定員変更の認可の審査については、第1（<u>12の（1）</u>）及び<u>13の（1）</u>を除く。）を準用すること。</p> <p>2 略</p> <p>第3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この基準は、平成10年3月17日から施行する。</p> <p>2 この基準の施行の日前に、福島県私立学校等の設置認可等に関する事務取扱要綱（平成3年8月9日福島県告示第746号）第2条第1項の規定に基づき学校設置計画書が提出されている場合又は収容定員変更の認可が申請されている場合における審査の基準については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成15年6月3日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成29年3月28日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">———</p>